

平成 30 年

三重県議会定例会会議録

(10 月 17 日)
(第 24 号)

第
24
号
10
月
17
日

平成30年

三重県議会定例会会議録

第 24 号

○平成30年10月17日（水曜日）

議事日程（第24号）

平成30年10月17日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第134号から議案第148号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 2 認定第 1 号から認定第 4 号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 3 請願の件
〔討論、採決〕
- 第 4 意見書案第 4 号から意見書案第11号まで
〔採決〕
- 第 5 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第 6 議案第149号
〔提案説明、採決〕
- 第 7 認定第 5 号から認定第17号まで
〔提案説明、委員会付託〕
- 第 8 議員派遣の件

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議案第134号から議案第148号まで
- 日程第 2 認定第 1 号から認定第 4 号まで
- 日程第 3 請願の件

- 日程第4 意見書案第4号から意見書案第11号まで
 日程第5 常任委員会の調査事項に関する報告の件
 日程第6 議案第149号
 日程第7 認定第5号から認定第17号まで
 日程第8 議員派遣の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

| | | | |
|----|---|-----|-----|
| 1 | 番 | 芳野 | 正英 |
| 2 | 番 | 中瀬古 | 初美 |
| 3 | 番 | 廣 | 耕太郎 |
| 4 | 番 | 山本 | 里香 |
| 5 | 番 | 岡野 | 恵美 |
| 6 | 番 | 倉本 | 崇弘 |
| 7 | 番 | 稲森 | 稔尚 |
| 8 | 番 | 野村 | 保夫 |
| 9 | 番 | 下野 | 幸助 |
| 10 | 番 | 田中 | 智也 |
| 11 | 番 | 藤根 | 正典 |
| 12 | 番 | 小島 | 智子 |
| 13 | 番 | 濱井 | 初男 |
| 14 | 番 | 木津 | 直樹 |
| 15 | 番 | 田中 | 祐治 |
| 16 | 番 | 野口 | 正 |
| 17 | 番 | 石田 | 成生 |
| 18 | 番 | 彦坂 | 公之 |
| 19 | 番 | 大久保 | 孝栄 |
| 20 | 番 | 東 | 豊 |

| | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|
| 21 | 番 | 山 | 内 | 道 | 明 |
| 22 | 番 | 吉 | 川 | | 新 |
| 23 | 番 | 津 | 村 | | 衛 |
| 24 | 番 | 杉 | 本 | 熊 | 野 |
| 25 | 番 | 藤 | 田 | 宜 | 三 |
| 26 | 番 | 後 | 藤 | 健 | 一 |
| 27 | 番 | 小 | 林 | 正 | 人 |
| 28 | 番 | 服 | 部 | 富 | 男 |
| 29 | 番 | 津 | 田 | 健 | 児 |
| 30 | 番 | 中 | 嶋 | 年 | 規 |
| 31 | 番 | 村 | 林 | | 聡 |
| 32 | 番 | 長 | 田 | 隆 | 尚 |
| 33 | 番 | 奥 | 野 | 英 | 介 |
| 34 | 番 | 今 | 井 | 智 | 広 |
| 35 | 番 | 日 | 沖 | 正 | 信 |
| 36 | 番 | 前 | 田 | 剛 | 志 |
| 37 | 番 | 舟 | 橋 | 裕 | 幸 |
| 38 | 番 | 三 | 谷 | 哲 | 央 |
| 39 | 番 | 中 | 村 | 進 | 一 |
| 40 | 番 | 青 | 木 | 謙 | 順 |
| 41 | 番 | 中 | 森 | 博 | 文 |
| 43 | 番 | 前 | 野 | 和 | 美 |
| 44 | 番 | 水 | 谷 | | 隆 |
| 45 | 番 | 山 | 本 | | 勝 |
| 46 | 番 | 山 | 本 | 教 | 和 |
| 47 | 番 | 西 | 場 | 信 | 行 |
| 48 | 番 | 中 | 川 | 正 | 美 |
| 49 | 番 | 舘 | | 直 | 人 |

 職務のため出席した事務局職員の職氏名

| | |
|------------------|---------|
| 事務局長 | 湯 浅 真 子 |
| 書 記 (事務局次長) | 岩 崎 浩 也 |
| 書 記 (議事課長) | 佐 藤 史 紀 |
| 書 記 (企画法務課長) | 稲 垣 雅 美 |
| 書 記 (議事課課長補佐兼班長) | 中 村 晃 康 |
| 書 記 (議事課主幹) | 川 北 裕 美 |
| 書 記 (議事課主幹) | 松 本 昇 |

会議に出席した説明員の職氏名

| | |
|-----------------------|---------|
| 知 事 | 鈴 木 英 敬 |
| 副 知 事 | 渡 邊 信一郎 |
| 副 知 事 | 稲 垣 清 文 |
| 危機管理統括監 | 服 部 浩 |
| 防災対策部長 | 福 永 和 伸 |
| 戦略企画部長 | 西 城 昭 二 |
| 総 務 部 長 | 嶋 田 宜 浩 |
| 医療保健部長 | 福 井 敏 人 |
| 子ども・福祉部長 | 田 中 功 |
| 環境生活部長 | 井戸畑 真 之 |
| 地域連携部長 | 鈴 木 伸 幸 |
| 農林水産部長 | 岡 村 昌 和 |
| 雇用経済部長 | 村 上 亘 |
| 県土整備部長 | 渡 辺 克 己 |
| 環境生活部廃棄物対策局長 | 中 川 和 也 |
| 地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長 | 村 木 輝 行 |

| | |
|----------------|---------|
| 地域連携部南部地域活性化局長 | 伊 藤 久美子 |
| 雇用経済部観光局長 | 河 口 瑞 子 |
| 企 業 庁 長 | 山 神 秀 次 |
| 病院事業庁長 | 長谷川 耕 一 |
| 会計管理者兼出納局長 | 荒 木 敏 之 |
| | |
| 教 育 長 | 廣 田 恵 子 |
| | |
| 公安委員会委員 | 川 端 郁 子 |
| 警 察 本 部 長 | 難 波 健 太 |
| | |
| 代表監査委員 | 山 口 和 夫 |
| 監査委員事務局長 | 水 島 徹 |
| | |
| 人事委員会委員長 | 竹 川 博 子 |
| 人事委員会事務局長 | 山 口 武 美 |
| | |
| 選挙管理委員会委員 | 野 田 恵 子 |
| | |
| 労働委員会事務局長 | 永 田 慎 吾 |

午前10時0分開議

開

議

○議長（前田剛志） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（前田剛志） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第4号から意見書案第11号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第149号、認定第5号から認定第17号まで並びに報告第89号から報告第91号までは、さきに配付いたしました。

なお、認定議案につきましては、地方自治法第233条に定める書類及び監査委員の審査意見がつけられております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に定める監査委員の審査意見書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で、報告を終わります。

戦略企画雇用経済常任委員会審査報告書

| 議案番号 | 件 名 |
|------|-----------|
| 146 | 財産の取得について |

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年10月9日

三重県議会議長 前田 剛志 様

戦略企画雇用経済常任委員長 芳野 正英

医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

| 議案番号 | 件 名 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 1 3 4 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 1 3 9 | 三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年10月9日

三重県議会議長 前田 剛志 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 野口 正

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

| 議案番号 | 件 名 |
|-------|----------------------------------------------------|
| 1 4 1 | 三重県建築基準条例の一部を改正する条例案 |
| 1 4 2 | 工事請負契約の変更について（一般国道169号（土場バイパス）道路改良（新土場トンネル（仮称））工事） |
| 1 4 3 | 工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）明和幹線（第5工区）管渠工事） |

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年10月9日

三重県議会議長 前田 剛志 様

防災県土整備企業常任委員長 小島 智子

総務地域連携常任委員会審査報告書

| 議案番号 | 件 名 |
|------|-----------|
| 144 | 財産の取得について |
| 145 | 財産の取得について |

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年10月5日

三重県議会議長 前田 剛志 様

総務地域連携常任委員長 服部 富男

予算決算常任委員会審査報告書

| 議案番号 | 件 名 |
|------|-----------------------------------------------|
| 135 | 職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 136 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 137 | 三重県手数料条例の一部を改正する条例案 |
| 138 | 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 140 | 三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例案 |
| 147 | 平成29年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 148 | 平成29年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |

| 認定番号 | 件名 |
|------|--------------------|
| 1 | 平成29年度三重県水道事業決算 |
| 2 | 平成29年度三重県工業用水道事業決算 |
| 3 | 平成29年度三重県電気事業決算 |
| 4 | 平成29年度三重県病院事業決算 |

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決又は認定すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年10月15日

三重県議会議長 前田 剛志 様

予算決算常任委員長 津村 衛

請 願 審 査 結 果 報 告 書

(新 規 分)

総務地域連携常任委員会関係

| 受理番号 | 件名 | 提出者 | 紹介議員 | 審査結果 |
|------|-------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 請49 | 平成31年度税制改正における自動車関係諸税の見直しについて | 鈴鹿市平田町1907 全日本自動車産業労働組合総連合会 三重地方協議会 議長 高津 健一 | 芳野 正英 倉本 崇弘 稲森 稔尚 下野 幸助 小島 智子 彦坂 公之 大久保 孝栄 吉川 新三 藤田 宜三 長田 隆尚 | 採択 |

教育警察常任委員会関係

| 受理番号 | 件名 | 提出者 | 紹介議員 | 審査結果 |
|------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------|
| 請50 | 2019年度に向けて30人学級とゆきとどいた教育を求めることについて | 四日市市笹川1丁目52-16 30人学級実現とゆきとどいた教育を求める会 代表 吉野 啓子 ほか4,434名 | 山本里香 岡野惠美 稲森稔尚 | 不採択 |
| 請51 | 義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて | 津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名 | 芳野正英 山本里香 岡野惠美 稲森稔尚 野村保夫 村智子 小島智新 吉川三 藤田宜隆 長田隆尚 | 採択 |
| 請52 | 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて | 津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名 | 芳野正英 山本里香 岡野惠美 稲森稔尚 野村保夫 村智子 小島智新 吉川三 藤田宜隆 長田隆尚 | 採択 |
| 請53 | 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて | 津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名 | 芳野正英 山本里香 岡野惠美 稲森稔尚 野村保夫 村智子 小島智新 吉川三 藤田宜隆 長田隆尚 | 採択 |
| 請54 | 防災対策の充実を求めることについて | 津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 | 芳野正英 山本里香 岡野惠美 稲森稔尚 野村保夫 村智子 小島智新 大久保孝 吉川栄新 | 採択 |

| | | | | |
|--|--|------|--------------|--|
| | | ほか3名 | 藤田宜三 長田隆尚 | |
|--|--|------|--------------|--|

意見書案第4号

地方財政の充実及び強化を求める意見書案
上記提出する。

平成30年10月9日

提出者

芳野正英
山本里香
岡野恵美
倉本崇弘
稲森稔尚
野村保夫
下野幸助
小島智子
吉川新
藤田宜三
長田隆尚
西場信行

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

子育て支援の充実と保育人材の確保、高齢化の進行に伴う医療・介護などの社会保障ニーズへの対応、地域交通対策など、地方公共団体は、その果たすべき役割が拡大する中で、人口減少対策を含む「地方版総合戦略」の実行、マイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題にも直面している。

しかしながら、地方公務員など公的サービスを担う人材が減少する中で、新たなニーズへの対応などが困難な状況となっている。こうした状況に対応するため、必要な人材の確保を進めるとともに、地方財政の確立を目指す必要がある。

他方で、国において、社会保障関係費の圧縮や「公的サービスの産業化」など、地方財政に係る歳出の削減を念頭に置いた議論が加速している。特に、地方交付税の算定において導入された「トップランナー方式」は、地方財政の一律削減につながることへの危惧などが指摘されている。そのため、その実施に当たっては、各地域の人口規模、産業規模、住民のニーズなどの違いを踏まえる必要がある。

本来、地方財政計画は、地方で必要な公共サービスを提供するための財源を保障するために立てられるものであり、財政再建目標を達成するために、地方財政計画の規模が圧縮され、住民生活に不可欠なサービスが削減されることになれば、国民生活と地域経済を疲弊させるおそれがある。

このため、平成31年度の政府予算及び地方財政計画の検討に当たっては、国民生活への影響を考慮しつつ、歳入・歳出を的確に見積り、社会保障をはじめとする公共サービスの提供を確保するための安定的な地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、本県議会は、国に対し、以下の事項の実現を強く求める。

記

- 1 社会保障、地域交通対策、人口減少対策、災害対策、環境対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応とそれを担う人材を確保するための社会保障関係費の確保及び地方財政への措置を的確に行うこと。
- 3 平成27年の国勢調査を踏まえ、人口が急減し、又は急増する地方公共団体

の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税の算定の在り方を引き続き検討すること。また、地方交付税の算定における「トップランナー方式」については、一律の歳出削減が行われることのないよう、各地域の実情に配慮した慎重な対応を行うとともに、その実施状況等を踏まえ、必要に応じ、縮小や廃止を含めた検討を行うこと。

- 4 地方公共団体の庁舎をはじめとした公共施設の耐震化が進むよう、必要な財政措置を講ずるとともに、緊急防災・減災事業債制度について、対象事業の拡充や期間の延長を行うこと。
- 5 地域間の税源の偏在を是正するため、偏在性の小さい所得税や消費税について、国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決に向けた協議を進めること。また、各種税制の廃止・減税を検討する際には、地方公共団体の財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保など、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 6 地方財源の確保に関し、臨時財政対策債に依存することのないよう、地方交付税の原資となる国税（所得税、法人税、酒税及び消費税）の地方への分配率の引上げを行うこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田剛志

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
内閣府特命担当大臣（地方創生）、総務大臣、財務大臣

意見書案第5号

「ライドシェア」の導入について慎重な対応を求める意見書案
上記提出する。

平成30年10月9日

提 出 者

芳 野 正 英
山 本 里 香
岡 野 恵 美
倉 本 崇 弘
稲 森 稔 尚
野 村 保 夫
下 野 幸 助
小 島 智 子
田 中 祐 治
野 口 正
大久保 孝 栄
山 内 道 明
吉 川 新
藤 田 宜 三
小 林 正 人
長 田 隆 尚
西 場 信 行

「ライドシェア」の導入について慎重な対応を求める意見書案

現在、政府において、過疎化等を背景とした地域における公共交通基盤の脆弱化や海外からの旅行客の増加などに対応するため、多様な移動ニーズに応える新たなタクシーサービスの実現について検討が進められている。

そのような中、近年、一般のドライバーが自家用車を用いて有償で他人を運送する、いわゆる「ライドシェア」の導入を求める動きが広がっている。

しかしながら、「ライドシェア」は、道路運送法で禁止されている、いわゆる「白タク」行為であり、その導入に当たっては、利用者等の安全の確保や管理・運行上の責任の所在など、様々な課題が指摘されている。また、「ライドシェア」の導入は、道路運送法等の法令を遵守し、利用者等の安全の確保のために多大なコストをかけて、国民に対して安全かつ安心な運送サービスを提供しているタクシー事業の根幹を揺るがしかねない。

よって、本県議会は、国に対し、過疎地域における交通弱者への対策等を講じつつも、利用者等の安全確保等の観点から大きな課題がある「ライドシェア」の導入については、慎重な対応を行うよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田 剛志

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、
内閣府特命担当大臣（規制改革）

意見書案第6号

旅館業に係る諸課題について所要の措置を講ずることを求める意見書案
上記提出する。

平成30年10月9日

提出者

倉本 崇弘
稲森 稔尚
野村 保夫

田 中 祐 治
野 口 正
大久保 孝 栄
山 内 道 明
小 林 正 人
長 田 隆 尚
西 場 信 行

旅館業に係る諸課題について所要の措置を講ずることを求める
意見書案

観光産業は、様々な業種が関連するものであることから、経済波及効果が極めて高く、国の成長戦略において重要な位置を占めている。また、その振興により、地域経済を活性化し、地方創生^{けんせい}を牽引することが期待されている。

旅館業は、観光産業のなかでもとりわけ重要な役割を担っており、観光産業の振興においては、旅館業の適正な運営を確保すること、及びその活性化を図っていくことが求められている。

しかしながら、旅館業を取り巻く状況は、住宅宿泊事業法の施行に伴う問題など、様々な課題が生じていることから、観光産業の振興に資するため、早急に対応する必要がある。

よって、本県議会は、国に対し、下記の事項について所要の措置を講ずることを強く要望する。

記

- 1 住宅宿泊事業法に基づき、住宅宿泊管理者及び住宅宿泊仲介業者に対する適正な監督を行うとともに、都道府県等における住宅宿泊事業者の監督が適正に実施されるよう必要な情報提供等を行うこと。また、違法に住宅宿泊

業等を営んでいる者の取締りが確実に行われるよう、関係機関に対する情報提供など、必要な支援を行うこと。

2 外国人技能実習制度においては、旅館やホテルに関する各職種の研修期間は1年間しか認められていないが、これらの職種は、他の職種に比べて専門性が高く、海外の実習ニーズも高いと考えられることから、技能実習生を最長3年受け入れることが可能となる「技能実習2号移行対象職種」への追加に向けた旅館業界の取組に対して、必要な支援を行うこと。

3 外国人旅行者の多くが東京や大阪、京都を中心としたゴールドルートに集中し、地方にはその恩恵が十分に行き渡っていない現状に鑑み、国際観光旅客税の税収について、地方への誘客に資する施策への積極的な活用を図ること。

4 旅館やホテル内において酒類や飲食を提供し、客にダンスやショーを見せる施設については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により、いわゆる「第2号風俗営業」や「特定遊興飲食店営業」として規制を受ける対象となり得る。しかしながら、旅館やホテル内におけるこのような施設は、宿泊者を主な対象としたものであり、また、周辺地域への迷惑行為が生ずるおそれも少ないことから、当該施設について、営業の許可制や年少者の立入制限は維持するなど、法の趣旨が損なわれないことを前提としつつ、同法による規制の緩和を検討すること。

5 温泉などに含まれるほう素及びびふっ素並びにそれらの化合物については、水質汚濁防止法等に基づき、一般排水基準が設定されるとともに、温泉を利用する旅館業など、一部の業種に対しては、よりゆるやかな暫定排水基準が設定されている。この暫定排水基準の適用期限は、現在、平成31年6月までとされているが、いまだ低廉で実用可能な処理技術が確立されていない。

このような状況において一般排水基準が適用されると、旅館やホテルの経営に大きな影響を及ぼしかねず、また、そもそも温泉に含まれるほう素及びびふっ素並びにそれらの化合物は自然由来のものであることも踏まえ、暫定排水基準の適用期限を延長すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田 剛志

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、国家公安委員会委員長

意見書案第7号

平成31年度税制改正における自動車関係諸税の見直しを求める

意見書案

上記提出する。

平成30年10月10日

提出者

総務地域連携常任委員長

服部 富男

平成31年度税制改正における自動車関係諸税の見直しを求める

意見書案

日常生活において必要不可欠な交通手段である自動車には、取得・保有・走行の各段階において、複雑かつ過重な税負担が課せられており、一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や消費税との二重課税といった様々な課題が指摘されている。

自動車税制の簡素化や負担軽減は、自動車ユーザーの負担軽減のみならず、自動車が重要な交通手段となっている地方の経済活性化にもつながる。また、公共交通機関の廃止などの課題がある中で、誰もが自由に安全な移動を享受で

きるよう、乗りやすく安全性の高い自動車を購入しやすい社会を実現することが重要であり、このような観点からも、自動車税制の簡素化や負担軽減を早急に実現することが必要である。

よって、本県議会は、自動車関係諸税について、地方財政に影響を与えることのないよう、具体的な代替財源を確保することを前提として、国において、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 車体課税に関し、自動車重量税の「当分の間税率」を廃止するとともに、自動車税・軽自動車税及び平成31年10月から導入が予定されている環境性能割について、負担軽減を図るための措置を講ずること。
- 2 燃料課税に関し、「当分の間税率」を廃止するとともに、複雑な課税制度の簡素化及び消費税との二重課税の解消を図るための措置を講ずること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前 田 剛 志

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
経済産業大臣

意見書案第8号

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案
上記提出する。

平成30年10月10日

提出者

教育警察常任委員長

木津直樹

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、機会均等、水準確保及び無償制という義務教育の根幹を支えるためには国が必要な制度を整備するとの認識の下、教職員の確保及び適正配置のため、必要な財源を安定的に確保する意義を有するものである。

義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置及び資質の向上並びに教育環境の整備に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

義務教育費国庫負担制度の対象外となり、一般財源で措置されている教材購入費、図書購入費及び情報関連整備費等において、措置額が基準財政需要額を下回るなどの地域間格差が生じている実態がある。このような地域間格差を解消し、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその増額が必要である。

地方の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要である。

よって、本県議会は、国において、義務教育費国庫負担制度を、更に充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前 田 剛 志

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
文部科学大臣

意見書案第9号

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の
策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案
上記提出する。

平成30年10月10日

提 出 者

教育警察常任委員長

木 津 直 樹

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の
策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案

平成29年4月、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正が行われ、教職員の定数に関し、小中学校等における「障害に応じた特別の指導」や「日本語を理解し、使用する能力に応じた指導」を充実させるため、基礎定数が新設された。

しかしながら、学級編制については、平成23年に小学校1年生の学級における標準が40人から35人に引き下げられて以降、法改正は行われておらず、国際的な比較においても高い水準にある。

また、文部科学省において、学校における働き方改革のための環境整備として、教員の人的措置の充実を図ることとされているほか、教員のストレス状況に関する分析として、「勤務時間が長くなるほど量的負荷、質的負荷が高い」、「勤務時間依存的にメンタルヘルスは不良になる」といった報告もされている。

新学習指導要領への移行の時期を迎えた今、山積する教育問題の解決を図り、子どもたちの豊かな学びを保障するためには、子どもたち一人ひとりへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するとともに、教職員が心身共にゆとりを持って日々の教育活動と向き合える環境の整備を更に進めていく必要がある。

よって、本県議会は、国において、子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田 剛 志

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

意見書案第10号

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充を
求める意見書案

上記提出する。

平成30年10月10日

提出者

教育警察常任委員長

木津 直 樹

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充を
求める意見書案

厚生労働省の平成28年国民生活基礎調査によると、「子どもの貧困率」は13.9%となり、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあると言える。

平成26年1月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、また、政府は、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、同大綱において、教育の支援について、「『学校』を子供の貧困対策のプラットフォームと

位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。」という基本的な方針が示された。

学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策を推進するに当たっては、教育相談などの機能を充実させる取組や、関係機関と連携した支援を行うなどの取組が必要であり、そのためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの更なる配置の拡充が求められている。

また、平成29年度に高等教育段階での給付型奨学金制度が創設されるとともに、生活保護法の改正に伴い、大学等に進学した者に対して、進学準備給付金を支給する制度が本年度に創設されたが、今後もこれらの制度の更なる拡充が求められるところである。加えて、高等学校等就学支援金制度についても、修業年限による支給制限の緩和など制度の拡充が求められている。

よって、本県議会は、全ての子どもの学びの機会を保障するため、国において、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策をより一層推進されるとともに、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田 剛 志

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、

内閣府特命担当大臣（少子化対策）、財務大臣、文部科学大臣

意見書案第11号

学校における防災対策の充実を求める意見書案
上記提出する。

平成30年10月10日

提 出 者

教育警察常任委員長

木 津 直 樹

学校における防災対策の充実を求める意見書案

地震活動の長期評価を行っている政府の地震調査研究推進本部は、平成30年1月1日を算定基準日とする、今後30年以内におけるM8～M9クラスの南海トラフ巨大地震の発生確率を70%～80%としている。また、南海トラフ巨大地震が発生した場合、多くの避難者が発生することが想定されている。

学校施設は、児童生徒が学習する場であるにとどまらず、災害時における地域住民の避難所に指定されているところが数多くあるなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。

現在、公立学校施設における校舎等の建物の耐震化は完了している一方、屋内運動場等の天井等の落下防止対策や校内の備品等の転倒防止対策、ガラス飛散防止対策など、非構造部材の対策は引き続き推進していくことが求められる。

また、南海トラフ巨大地震等による災害を想定した学校施設の高台移転、耐火性の確保などの安全対策、避難者の生活を支える多目的トイレや自家発電設備等の設置など防災機能の強化、食料・飲料等の備蓄の増強、避難所の円滑な運営方法の確立等は、喫緊の課題である。

加えて、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震でのブロック塀の倒壊による被害を受け、避難所機能に係る部分以外においても、学校施設の老朽化等に伴う安全性の低下が懸念されるため、早期の安全点検の実施と対策の充実が必要である。

よって、本県議会は、国において、巨大地震等による災害を想定した学校における防災対策の充実に取り組まれるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田 剛志

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

提出議案件名

| | |
|---------|------------------------------------------|
| 議案第149号 | 公害審査会委員の選任につき同意を得るについて |
| 認定第5号 | 平成29年度三重県一般会計歳入歳出決算 |
| 認定第6号 | 平成29年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算 |
| 認定第7号 | 平成29年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算 |
| 認定第8号 | 平成29年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算 |
| 認定第9号 | 平成29年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計歳入歳出決算 |
| 認定第10号 | 平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算 |
| 認定第11号 | 平成29年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算 |
| 認定第12号 | 平成29年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算 |
| 認定第13号 | 平成28年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算 |

| | |
|--------|------------------------------------|
| 認定第14号 | 平成29年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算 |
| 認定第15号 | 平成29年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算 |
| 認定第16号 | 平成29年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算 |
| 認定第17号 | 平成29年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算 |

委 員 長 報 告

○議長（前田剛志） 日程第1、議案第134号から議案第148号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。芳野正英戦略企画雇用経済常任委員長。

〔芳野正英戦略企画雇用経済常任委員長登壇〕

○戦略企画雇用経済常任委員長（芳野正英） 御報告申し上げます。

戦略企画雇用経済常任委員会に審査を付託されました議案第146号財産の取得についてにつきましては、去る10月9日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですべて議論のありました事項について申し述べます。

みえ産業振興戦略の改訂についてであります。

近年の社会経済情勢の変化に対応し、三重県経済の持続的な発展を目指すため、現在、みえ産業振興戦略の全面的な見直しが進められています。

改訂案では、2030年ごろの産業等の姿をイメージし、既存価値を超え、KUMINAOSHIの産業政策で若者が鼓動する三重を基本理念として四つの方向性で取り組むこととなっています。

改訂に当たっては、先端産業を中心とした戦略だけと捉えられることがないように十分注意し、県内経済を支える中小・小規模の事業者の方々も希望

を持って取り組むことができるような内容としていただくとともに、条件不利地域にも住み続けることができるような仕事の創出の具体的な方策を示されることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 野口 正医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔野口 正医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（野口 正） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第134号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案ほか1件につきましては、去る10月4日及び9日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第134号については、賛成多数をもって、議案第139号については全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について、申し述べます。

医療も福祉サービスも受けていない精神疾患の方への支援についてであります。

パーソナリティ障がい等のような精神疾患がある方の一部には、その疾患の特性や障がいの程度により、医療も福祉サービスも受けておらず、御本人や御家庭が日々の生活に困難を抱えているという実状があります。

本委員会としても、そのような方や御家庭への支援は非常に大切であると考えますので、県当局におかれては、その支援について御検討をいただき、今年度中に本委員会にて報告することを求めます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 小島智子防災県土整備企業常任委員長。

〔小島智子防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（小島智子） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第141号三重県建築基準条例の一部を改正する条例案ほか2件につきましては、去る10月9日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

県が所有する特定建築物等における法定点検の実施状況についてであります。

現在各部局において、法定点検が未実施となっていた期間を調査するとともに、今後の点検時期や実施方法について検討を行っているとの説明が県当局よりありました。

しかし、各部局任せではなく一元的にチェックするなどの体制を整えない身と有効な再発防止策にはなり得ません。

県当局におかれましては、調査結果に基づき原因分析をしっかりと行うのもちろんのこと、今後同様の事案が生じないように、法改正に伴う周知をさらに徹底するとともに、全庁的な視点から再発防止策を検討されるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 服部富男総務地域連携常任委員長。

〔服部富男総務地域連携常任委員長登壇〕

○総務地域連携常任委員長（服部富男） 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議案第144号財産の取得についてほか1件につきましては、去る10月5日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 津村 衛予算決算常任委員長。

〔津村 衛予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（津村 衛） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました、議案第135号職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案ほか6件につきましては、去る10月4日から10日に、該当の分科会で詳細な審査を行った後、10月15日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、議案第135号から議案第137号まで、議案第147号及び議案第148号の5件については、全会一致をもって原案を可決、議案第138号及び議案第140号の2件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、10月4日から10日に開催された各分科会における審査の過程において、特に議論のあった事項について申し述べます。

公共事業にかかる平成31年度当初予算要求についてであります。

公共事業については平成31年度当初予算調製方針において、平成30年度当初予算の100%以内で要求することが示されました。

近年、日本各地で大規模自然災害が頻発しており、県民の皆さんの安全・安心を確保するためには、社会資本整備等の対策は急務であります。

県当局におかれましては、持続可能な財政運営に向けた努力はしっかりと行いつつも、公共事業予算については、条件が有利な緊急防災・減災事業債などの起債も最大限活用し、必要な公共事業が確実に実施できるよう、積極的に予算要求されることを要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（前田剛志） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。4番 山本里香議員。

〔山本里香議員登壇・拍手〕

○4番（山本里香） お許しをいただきましたので、議案第134号、第138号、第140号の条例改正案に反対の立場で討論いたします。

議案第134号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案です。内容は、生活保護法の一部改正に鑑み、個人番号の利用範囲についての規定を拡大するもので、個人番号を利用することができる事務及び情報の規定に、生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給に関する事務及び情報を加えるものです。

進学準備給付金を生活に困窮する外国人の方にも支給することは大切なことで十分必要なことです。そのこと自体に反対するものではありません。

事務事業をやりやすくするために個人番号、マイナンバーを行政が利用できるよう加えるというのが条例改正の内容です。マイナンバーは、個人の情報の詰まったもので、行政がそれを使うときには使ってもいい範囲を定めています。マイナンバーカードを持たないとしても、私たち個人が望む、望まないにかかわらず番号づけされ、決められた範囲の中で利用されているという事実が先行しています。

かつて、マイナンバー導入のときに、マイナンバーが導入されたら、例えば、足取り調査ができるので、児童虐待やネグレクトの問題も居住が移動したとしても把握ができてきちんと対応ができる、消えた住民票などということがなくなると市の職員から説明を受けた記憶があります。大阪府での痛ましい幼児置き去り死事件の後でした。

しかし、マイナンバーが導入されたその後も、移動した自治体間の連携不足によるものと思われる児童虐待死も起こっています。

さらに、マイナンバーを使って総務省所管の地方公共団体情報システム機構が運営する住民基本台帳ネットワークシステムへ、個人情報の照会をするたびに1件10円の手数料がかかり、政府の規制改革推進会議、行政手続部会では、不透明な行政コストだと指摘があったと聞きます。

大口利用をしている日本年金機構では、年6億件の利用をしており、大口

利用のため、割安価格にはなっていますが、昨年度は22億円支払われていると言われていて、コスト削減を目指したのに、逆に費用がかかっていると疑惑視されています。地方公共団体情報システム機構には、4人の常務理事のうち2名を含む10数人が総務省から出向しているという事実があり、マイナンバーそのものの問題を提起し、利用拡大となる条例改正には反対です。

次に、議案第138号三重県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案については、国の地域再生法に基づき東京23区の企業が、地方に本社機能を移転または拡充するに当たり、地方活力向上地域内において施設または設備を新設し、または増設した者に対して行っている県税の特別措置として、不動産取得税及び県固定資産税について不均一課税として、3年間の時限で措置軽減をしていたものに加えて、課税免除を行うことができるというものです。不均一課税の場合もそうでしたが、加えて課税減免をした場合、県への減収補填として地方交付税で国から補填されます。

一方、地方税法第6条では、不均一課税や課税免除ができる場合は、公益上その他の事由により課税を不相当とする場合としていますが、今回のこのものが公益上そのほかの理由が当てはまるかどうかです。

本社機能の移転で東京一極集中を是正し、地域での雇用を増やし、活性化を望むと称していますが、その対象は、本社調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、管理業務部門などの事務所や研究所、研修所など、本社機能の一部を移転する場合とされており、極めて限定的であること。現実、機能移転ができるというのは、一定以上の規模の企業です。さらなる大企業支援策の一環です。地方創生という誰もが否定できないことを弄して、さらなる法人税減税を拡大することが本当に地方の活力になるかは大きな疑問です。

2017年度の法人企業統計によると、大企業の内部留保が425.8兆円となりました。2016年度より22.4兆円増えています。第2次安倍政権が発足した2012年度から1.28倍です。経常利益も57.6兆円と2016年度から4.6兆円も増

えています。当期純利益は2016年度から8兆円増やして44.9兆円となり、2012年度からは2.3倍です。法人税減税をはじめとしたアベノミクスによる優遇政策で、大企業は利益を拡大し続けていることを示しています。

一方、帝国データバンク資料によると、2017年、県内の倒産は126件、前年比57.5%は高知県の36.4%増をはるかに超える堂々の1位です。休廃業解散数は420件、休廃業解散率は1.938%と全国で11番目でした。

地域活性化と支援を行うなら、体力の弱い地方の中小企業と、そこに働く人への地域循環型経済の構築と安定した正規雇用の拡大でこそ元気が生まれます。三重県中小企業団体中央会は16日、中小業者への事業承継支援をと国、県に要望もしています。地域で営業が大変だという中、よそから呼んでくることも大事ですが、今ある必死に頑張っている地元の事業者の皆さんを支援することがより重要ではないでしょうか。

最後に、議案第140号三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例案は、公共職業能力開発施設である、三重県立津高等技術学校の授業料の年額11万5200円を3600円値上げし、11万8800円にするというものです。財政健全化での見直しであること、前回高等学校の授業料値上げがあった際には、失業率など社会状況を考えてこちらは据え置いたが、状況の回復があることや全国で47都道府県ある中で30において11万8800円とされていること、またそれを上回る場所もあり、また一方では授業料としては徴収していないところもあるということが委員会で説明されました。

定員1学年70名で2学年140名、値上げすることによって、最大で50万4000円の節約です。小さな節約を重ねていくことは重要ですが、果たしてこの件がそれに値するかです。

9月に朝日新聞、声の欄に、三重県の聾学校高等科に通う男子生徒の投稿がありました。母親と二人暮らしです。景気がよくなったと言いますが、毎日必至で働いている母を見ていると、とてもそのようには感じられません、トリクルダウンなんてうそだと思います。父親が大きな会社に勤めている御家庭はさらに裕福になっているみたいですが、僕の家は物価上昇で苦しくな

る一方です。母の給料は6年前から全く変わりませんとつづっています。

彼が言うのもそのとおり、勤労統計調査の実質賃金は安倍政権の5年間のうち4年度で前年度比マイナス、家計調査の消費支出も直近で4年連続マイナスです。ここ5年で家計消費は16万円減少、36年間で最低を記録しています。暮らしはますます苦しくなっています。就業者数110万人増加と言いますが、増えたのは非正規雇用です。有効求人倍率高水準と言いますが、全体の就業者数は9000人減っています。実質賃金は5年連続減、中小企業の数も2年間で4.4万件減少というのが現在の社会事情です。

貯蓄ゼロ世帯は2012年20代で38.9%だったのが、今や60%を超えました。こんなとき、ものづくりの三重として、技術を身につけ次の仕事につなげようと学ぶ青年たちへの50万4000円の支援は続けてほしいと思います。学科によって違いますが、2年間で授業料以外に、実習等の費用として14万5000円から20万円の諸経費が必要だということをつけ加えておきます。

以上、議員の皆さんの賛同をお願いして、議案第134号、第138号、第140号の条例改正案に反対の討論をいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（前田剛志） これより採決に入ります。

採決は2回に分け起立により行います。

まず議案第135号から議案第137号まで、議案第139号及び議案第141号から議案第148号までの12件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第134号、議案第138号及び議案第140号の3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

委 員 長 報 告

○議長（前田剛志） 日程第2、認定第1号から認定第4号までを一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。津村 衛予算決算常任委員長。

〔津村 衛予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（津村 衛） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました認定第1号平成29年度三重県水道事業決算ほか3件につきましては、去る10月2日及び15日の2回にわたり委員会を、またその間の10月9日には、該当の分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、認定第1号から認定第3号までの3件は賛成多数をもって、認定第4号については全会一致をもって、原案を認定すべきものと決定をいたしました。

以下、認定した決算の内容と審査の過程において議論されました主な事項について申し述べます。

まず、水道事業及び工業用水道事業についてであります。

水道事業の平成29年度の経営収支は、4億30万円の黒字となっており、前年度から6168万円の増となっています。

これは主に、受水市町への給水量の増加に伴う収益の増や浄水場の耐震詳

細診断の皆減に伴う委託料の減などによるものです。

また、工業用水道事業では4億1143万円の黒字となっており、前年度から1億7967万円の減となっています。

これは主に、年間供給量が横ばいである中で、導水施設の耐震化工事の完了に伴い水源バランスを考慮した配水運用に戻したことによる動力費の増や退職給与費の皆増によるものです。

水道事業及び工業用水道事業については、南海トラフ地震の30年以内の発生確率が引き上げられたことや日本各地で大規模地震が頻発している状況を踏まえ、施設の耐震化を計画的に進められるとともに、管路についても耐震化や更新など必要な対策を計画的に実施されるよう要望します。

次に、電気事業についてであります。

平成29年度の経営収支は、6億5238万円の赤字となっており、前年度から7億2198万円悪化しています。

これは、主にRDF焼却・発電事業において、運転管理体制の変更に伴う管理委託費の増や施設の保守、点検に係る修繕費の増によるものです。

RDF焼却・発電事業については、平成31年9月を軸にRDFの搬入を終了し、関係市町は新たなごみ処理体制に移行することが本年7月に決定されました。引き続き、三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転を第一に取り組むとともに、責任をもって関係機関と十分な調整を行い、円滑な事業終了に向けて取組を進められるよう要望します。

最後に、病院事業についてであります。

平成29年度の経常収支及び総収支はいずれも3011万円の黒字となっており、前年度から8165万円の減となっています。

これは主に、こころの医療センターで、入院・外来収益の減少により経常収支が前年度より1億24万円悪化し、7455万円の赤字となったことによるものです。

病院事業全体では黒字を確保しているものの、92億円余りに及ぶ多額の累積欠損金を抱えており、依然として厳しい経営状況にあることから、各病院

がそれぞれの役割、機能を十分に発揮し、より一層の経営の健全化に取り組まれるよう要望します。

また、三重県病院事業中期経営計画については、その成果目標の達成に向けて取り組んでいただいているところですが、目標未達成の項目が多くあることから、さらに魅力的な病院を目指して、着実に計画を推進されるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（前田剛志） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。4番 山本里香議員。

〔4番 山本里香議員登壇・拍手〕

○4番（山本里香） 今議会に上程されました認定議案第1号、第2号、第3号の企業会計の決算について認定しがたく討論をいたします。

まず、認定第1号、認定第2号の水道事業、工業用水道事業についてです。

これまで、決算、予算で指摘をしまいましたが、使わない水まで市町に押しつけ、住民負担の高い水道料となっている現実には業務報告、決算報告により明らかです。

なぜこうなったのかの一つに、長良川河口堰建設、取水、給水が大きく影響していることは否めません。2015年には決算審査分科会の折、長良川河口堰にトータル三重県が約617億円かけており、そのうちの約340億円は金利との説明があったときに、当時の分科会委員の中から驚愕のため息が出たことは、記憶にしっかりと残っています。

それらは県民の負担になり、市町の負担になっています。そして、今の経営に反映されています。

高い水道料の負担に苦しむ市町、市民の声をもっと受けとめた運営をすべ

きです。水道事業については、これらの経緯はありますが、内部留保金が116億円余りあるので資金繰りの悪化は生じないと審査意見書から意見がついています。

加えて一般会計に貸し出した分があります。生活の必需品の水を、安心・安全に少しでも安く供給することが事業の使命です。工業用水道については、せつかく水があるのだからと、工業用水としての利用の促進をと奔走していることは十分承知をしています。根本原因を考えたとき、このままでいいのかということが重要です。

これらが三重県の財政難を引き起こしている原因の一つとして、真剣な反省もないままこれらの事業を運営することを承認することはできません。長良川河口堰の20年間にわたっての償還は終わりましたが、市町に高く水を供給する機構の維持、管理には、これからもこの費用がかかってまいります。

次に、認定第3号 電気事業会計です。RDF発電事業については、代表質問でも取り上げられたように、三重県の悲しむべき歴史として捉え、十分な総括をして、今後につなげることが重要です。

知事からも利用料の見込みが甘かったと言わざるを得ないとの発言がありました。

また、功罪ありながらもという発言には、罪のほうが大きいとの指摘がありました。全くそのとおりです。

契約にかかわる一昨年度の事務的なミスについても、私も含め、県民の中には、疑念はいまだ晴れないまま事業が続いています。

市町に、これも負担を押しつけ、ごみ減量に逆らってきたこと、協議して決めたとはいえ、現在の1トン当たり1万4145円の処理料は余りにも高過ぎます。

これらの3事業の事業形態は、いずれも過大な需要予測により、多額な投資に見合う需要が期待できず、損失負担が県民に転嫁されているのが現実です。さきの討論で述べたように、働く人の所得は伸びず、社会保障予算の自然増さえ削減し、年金や医療、介護のさらなる負担増が、県民生活に追い打

ちをにかけています。市町、県民に負担を押し続けている現状は、到底県民の理解を得られるものではありません。

以上、議員の皆様の賛同をお願いし反対討論をいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 以上で、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前田剛志） これより、採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、認定第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第1号及び認定第2号の2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本案をいずれも委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり認定されました。

請 願 の 審 議

○議長（前田剛志） 日程第3、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択5件、不採択1件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（前田剛志） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。29番 津田健児議員。

〔29番 津田健児議員登壇・拍手〕

○29番（津田健児） 皆さん、おはようございます。復帰後、この請願第51号については、8年連続反対をさせていただきました。来年、この場に立てるかどうかわかりませんので、この辺で反対討論をさせていただきたいなと思います。

また、ちょっと違うんですけども、国への政策要望の中に、義務教育費国庫負担金の要望がございました。ぜひ知事におかれてはもう一度、再考していただいて、上げるかどうかの判断をしていただきたいなというふうに思います。

それでは、請願第51号義務教育費国庫負担金制度の充実を求める請願に反対し、討論を行います。

先般、中嶋議員の一般質問で知事がこう述べられました。大日本帝国憲法には地方自治の地の字もなかった。日本国憲法の4条には地方自治が書いてある。地方自治、地方の自主性、多様性を図っていくことが国家国民の発展、

または国民の幸福が追求される国になっていくと。

また、一昨日、議員勉強会で法政大学副学長の廣瀬克哉先生よりお話をいただきました。議会改革に問われる成果とは何か、それは自治体の自己決定が住民に歓迎されるかである。霞が関の行政決定より地域をよく知る、熟知している地元の議会の決定が大切であり、住民にその自己決定に対し納得感を与えることが重要であると、講演で述べられました。

今回の請願意見書は、まさしくこれらの精神に逆行しています。総論では賛成、各論では反対であれば、真の地方自治は実現することはできないと思います。まず請願の内容に対する反対を言う前に、この請願書の請願理由についてですが、この請願書の理由が余りにも支離滅裂で理由になってないことを述べたいと思います。

まず、理由の中に義務教育の成否は教職員の確保、適正配置、資質の向上及び教育環境の整備等の諸条件の水準保障云々とありますが、周知のとおり、義務教育費国庫負担制度は、教職員給与の3分の1を保障する制度であり、何らか教職員の人数の上限について規定するものではありません。ましてや、義務教育費国庫負担制度が教育環境整備につながっていくことはありません。

次に、教材費等が一般財源化されるので、教材費や学校図書が自治体の間で大きな差を生んでいるなどと記載がありますが、義務教育費国庫負担金が一般財源化されると、あたかも教職員の給与や人数が減らされてしまうようなストーリーのようですが、学校の先生の給与は人材確保法、教職員の人数は義務標準法が保障しており、義務教育費国庫負担制度が学校の先生の給与の額や人数を保障するものではありません。

現に義務教育費国庫負担金が全額から2分の1、2分の1から3分の1に減らされたからといって、教職員の給与が減ったり、人数が減られたことは一度もありません。

さらに、高校の教職員給与は一般財源化されていますが、小学校、中学校の職員よりも給与は高くなっています。

また、三重県を調べると人数においても標準法で定められた数を100と置

くと、高校の先生は101.6であり、請願理由の教材費のように減らされることは全くありません。ましてや、学校やI C化や英語教育が衰退すること、意味がわかりません。

次に、内容についてです。主に四つの理由で反対いたします。

一つ目は、地域の実情を把握しない国が定数配分を決めて、特に加配定数の配分とその類型を決定し、地方が国にお伺いすることは、これまでの国頼みの発想に縛られ、自治体の自主性を阻害し、地方の細やかな対応ができないことであります。教育行政を地方自治体の自らの責任と判断において、教育政策を進めていくべきだと考えます。

二つ目は、国と地方の間に上位下達の関係を生むことでございます。

三つ目は、自治体の努力が国への陳情へ注がれて、県民への説明責任が不足することです。我々は国に理解を求めるものではなく、県民に理解を求めなければなりません。教育予算の使い道を国ではなく県民に対して理解を求めようとする姿が、議会の説明責任を果たすことだと思います。

四つ目は、ひもつき国庫負担金制度は教育に関する議論が活性化せず、関心が湧かない、結果的に教育に無責任になることであります。選挙で選ばれた県議会が与えられた自由をむやみに行使することはございません。選挙で選ばれた知事が与えられた自由を子どもたちのために使わない予算提案をするはずもございません。子どもたちにとって真に必要な予算配分の議論を議員は県民の前ですべきです。様々な場面で何回も言いましたが、教育は学校の先生のためにあるのではなく、子どもたちのためにあります。子どもたちを取り巻くたくさんの課題に対し、県民から選ばれた知事と議員によって子どもたちのための議論を行い、教育予算のベストミックスを導き出していくことが求められています。地域のことがわからない国が加配定数の類型を決め、地方に対してその類型の中から選んでくださいでは、子どもたちの真の議論はなり得ません。

何年前かに、このたびの提案者の一つである三重県PTA連合会の会議に出席をし、義務教育費国庫負担制度、あるいは教職員定数についてお話をさ

せていただきました。そのときに印象に残ったことを紹介します。

この請願は、三重県教職員組合からの要請ということでしたが、請願を読んだPTAの役員皆さんが、義務教育費国庫負担制度は教材費等に充てられるものであると認識していました。誰一人と義務教育費国庫負担制度が学校の教職員の人件費だけに充てられていることを知らずに、提案者に名前を上げたということでした。

ただ、少しがっかりしたことは、皆さんに一堂にこのようなことを言っておられました。津田さんの言うことは正しいと思うが、子どもを預かっている組合には言えない。今までずっと名前を入れているので、我々の代で名前を抜いてくださいとは組合には言いにくいということでした。まさしく大人の都合でしょう。

議員の皆様には、誰から頼まれたということではなくて、ましてや自分のために、選挙のために判断される方はこの三重県議会には存在しないと思いますが、ぜひとも子どもたちのためにとって正しいと思う判断をしていただきたいと思います。

以上です。（拍手）

○議長（前田剛志） 5番 岡野恵美議員。

〔5番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○5番（岡野恵美） 日本共産党を代表して、請願2本の委員長報告について私、岡野恵美が反対の討論を行います。

日本共産党は、請願第49号平成31年度税制改正における自動車関係諸税の見直しについて反対いたします。

また、請願第50号2019年度に向けて30人学級とゆきとどいた教育を求めることは原案に賛成の立場でありますので、委員長報告には反対の討論を行います。

請願第49号は、ずばり来年10月からの消費税増税を行うことを前提としての提出であります。請願者が主張されるように、今回の消費税増税に際して、車体課税の見直しを行い簡素化や負担を軽減すること、また燃料課税におけ

る二重課税の解消など、消費者にとって利益になる項目が含まれていることは理解いたします。

しかし、そもそも消費税は低所得者に負担が重い悪税であり、今までも増税のたびに低所得者を中心として消費者の生活を苦しくさせていることは事実であり、日本共産党は増税に一貫して反対の立場であります。

安倍首相は10月15日の臨時閣議で、来年10月から消費税率を今の8%から10%に引き上げる増税を予定どおり実施することを宣言し、万全の対策を指示し、自動車や住宅の減税に巨額の財政を支出するとともに、教育無償化や社会保障拡充の国民の願いを逆手にとって強行しようとしています。

私たち日本共産党は増税しないことが万全の対策だと考えます。家計調査では消費税を8%に引き上げた2014年4月以降、増税前の実質家計消費を上回った月はなく、増税前の2013年の二人以上世帯の家計支出は、平均364万円だったのが、ここ1年間でも平均339万円に減ったままです。こんなときに、逆進性を本質とする消費税を増やせば、家計消費に深刻な打撃を与え続け、貧困と格差の拡大に拍車をかけることは必至となります。

また、県内雇用を支える中小企業は、より一層深刻な打撃を受け、消費不況を深刻化させ、三重県の経済は落ち込んだままになるでしょう。もちろん、誰だって車を買うことはできにくくなります。

一方、大企業や富裕層には優遇税制を温存するため、格差はますます開くことになるわけであります。

日本共産党は、この際、法人税を累進化して財源を確保するなど、力のあるところには応分の負担をするよう税の仕組みを抜本的に変えるべきだと主張いたします。

したがいまして、日本共産党議員団は、今回の増税を前提としての請願には反対せざるを得ないということを表明させていただきます。

請願第50号は、30人学級実現とゆきとどいた教育を求める会の皆さんが、文字どおりその実現を願って、毎年毎年、粘り強い取組を行って請願を提出されておられているものです。今年も請願者4435名が署名されて提出されて

います。

三重県は他県に比べても、みえ30人学級の取組が早く実現した県であり、一人ひとりに対するきめ細やかな指導による成果が期待されていました。

また、国も少人数学級を求める全国的な運動の中で、2011年度に小学校1年生の学級編成基準を35人に改善し、小2、そして中1とその適応範囲を広げてきました。国の制度によって18人の学級も実現することになりました。

ところが、みえ少人数学級は、1学級の定数を25人以上とするという条件がついているため、30人以下にならない学級が残されることになり、ここ13年間はその対象学年の広がりや、対象学級の広がりとは全く見られていません。

今年度全県で、31人以上の学級が残されているのは小学1年生で26校34学級、小学2年生は38校58学級、中学1年生で36人以上の学級が残っているのは11校29学級で合わせて121学級であります。そのうち津市は29学級が残されていて、津市からも改善要望が出ております。

四日市市など、市自身の努力によって、小学1年生と中学1年生で下限なしの30人学級を実施し、きめ細かな指導ができると保護者や教員に喜ばれているところもありますが、市町が加配を行って、非正規職員を採用するなど補っている現状です。少なくとも三重県の責任として公平な教育の機会を保障していただくことが必要ではないでしょうか。

この改善を図るとするならば、約100人の教師を採用するとして必要な予算は約3億円だと考えます。実現できないとは私は思いません。

もちろん、この根本には、国の教育に対する支出を引き上げることが必要です。日本の教育に対する公的支出は、対GDP比で見ると、OECD諸国の中では最低です。国の教育予算をOECD諸国並みに引き上げることによって、教職員定数改善計画を進めるよう、三重県としても国に対して少人数学級の改善を強く求めていただきたいと思います。

1クラスの子どもの人数を減らし、担任の正規職員が一人ひとりの子どもたちに合った目の届く教育を行うことが、子どもたちに真の学力をつけさせ、いじめなどの現状にも、教師がしっかりと目を向け、子どもたちを健

全に育てることにつながることはないでしょうか。保護者やゆきとどいた教育を求める会の皆さんの願いが届くように、議員の皆さんの賛同をお願いいたしまして、委員長報告には反対の討論といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（前田剛志） これより採決に入ります。

採決は4回に分け、起立により行います。

まず、請願第53号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて及び請願第54号防災対策の充実を求めることについての2件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第49号平成31年度税制改正における自動車関係諸税の見直しについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第50号2019年度に向けて30人学級とゆきとどいた教育を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どお

り不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第51号義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて及び請願第52号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについての2件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立多数であります。よって本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるものにつきましては、お手元に配付いたしましたので御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの
教育警察常任委員会関係

請願第53号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて

意見書案審議

○議長（前田剛志） 日程第4、意見書案第4号地方財政の充実及び強化を求める意見書案、意見書案第5号「ライドシェア」の導入について慎重な対応を求める意見書案、意見書案第6号旅館業に係る諸課題について所要の措置を講ずることを求める意見書案、意見書案第7号平成31年度税制改正における自動車関係諸税の見直しを求める意見書案、意見書案第8号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案、意見書案第9号子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案、意見書案第10号子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充を求める意見書案及び意見書案第11号学校における防災対策の充実を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第4号から意見書第6号までは委員会付託を省略し直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第4号から意見書第6号までは委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（前田剛志） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第4号から意見書案第6号まで、意見書案第10号及び意見書案第11号の5件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第8号及び意見書案第9号の2件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立多数であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

常 任 委 員 長 報 告

○議長（前田剛志） 日程第5、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、環境生活農林水産常任委員会及び教育警察常任委員会の委員長から、調査の経過等について、報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。廣 耕太郎環境生活農林水産常任委員長。

〔廣 耕太郎環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（廣 耕太郎） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において、特に議論のありました事項について、御報告申し上げます。

水産政策の改革についてであります。

本年6月、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、農林水産業・地域の活力創造プランが改訂され、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を目的とした水産政策の改革を実施することとされました。

今後、国ではこれらの実現に向けて、早急に必要な法整備等を行うこととしています。

については、県当局におかれては、改革内容等の情報共有を図るためにも、長年、漁場と水産資源の管理を担ってきた漁業者や関係団体等と十分な意見交換を行うとともに、国に対して、改革に対する漁業者等の意見への配慮、改革を円滑に進めていくために必要な制度の構築や予算の確保を求められることを要望いたします。

以上です。

○議長（前田剛志） 木津直樹教育警察常任委員長。

〔木津直樹教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（木津直樹） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において、特に議論のありました事項について、御報告申し上げます。障がい者雇用に係る算定誤りについてであります。

県当局からは、算定誤りに係る原因のほか、法定雇用率達成に向けた今後

の対応等について説明がありました。

三重県全体で、企業とともに障がい者雇用推進の取組を進めている中で、障がい者雇用を率先して進めるべき立場である公的機関において今回のような算定誤りがあったことはまことに遺憾なことであります。

委員会においては、企業と同様に県についても法定雇用率に関する数値目標を設定して進捗管理を行うべきであるという意見や、当事者の意見も聞きながら、障がい者雇用推進の取組について検討を行うべきとの意見もありました。

県当局におかれては、このような意見を真摯に受けとめていただくことはもとより、算定誤りの再発防止策を徹底し、法定雇用率の達成に向けて計画的に取り組むとともに、職場に定着できるような支援の実施など、障がい者とともに働く職場づくりにより一層取り組まれるよう、要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議 案 審 議

○議長（前田剛志） 日程第6、議案第149号を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（前田剛志） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ただいま上程されました議案第149号について御説明いたします。

この議案は人事関係議案であり、公害審査会委員の選任について議会の同意を得ようとするものです。

以上、簡単ではございますが、提案の説明といたします。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前田剛志） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（前田剛志） これより採決に入ります。

議案第149号を起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

議 案 の 上 程

○議長（前田剛志） 日程第7、認定第5号から認定第17号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（前田剛志） 提出者の説明を求めます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） それでは、ただいま上程されました議案につきまして、その概要を説明いたします。

認定第5号から第17号までは、平成29年度一般会計及び特別会計にかかる歳入歳出決算について、それぞれ認定をお願いするものです。

一般会計につきましては、歳入決算額は7332億812万円余、歳出決算額は7214億9184万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源である98億3455万円余を差し引いた実質収支とし

まして、18億8171万円余の剰余が生じました。

このうち、2分の1に相当する9億5000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき財政調整基金に積み立て、剰余の9億3171万円余を翌年度へ繰り越すこととしました。

また、県債管理特別会計ほか11の特別会計につきましては、歳入決算額は2030億186万円余、歳出決算額は2008億2253万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源である2億6150万円を差し引いた実質収支としまして、19億1783万円余の剰余が生じたので、翌年度に繰り越すこととしました。

次に、報告事項について説明いたします。

報告第89号は、私債権の放棄について条例に基づき報告するものです。

報告第90号及び第91号は、関係法律に基づき健全化判断比率及び特別会計の資金不足比率について、それぞれ報告するものです。

なお、平成29年度決算及び健全化判断比率等につきましては、監査委員の審査を経ておりますことを申し添えます。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前田剛志） 以上で提出者の説明を終わります。

議 案 付 託

○議長（前田剛志） お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第5号から認定第17号までは議事進行上、質疑を省略し、お手元に配付の議案付託表のとおり、直ちに予算決算常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認めます。よって、本件は質疑を省略し、直ちに予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

| 認定番号 | 件 名 |
|------|------------------------------------------|
| 5 | 平成29年度三重県一般会計歳入歳出決算 |
| 6 | 平成29年度三重県債管理特別会計歳入歳出決算 |
| 7 | 平成29年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算 |
| 8 | 平成29年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算 |
| 9 | 平成29年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計歳入歳出決算 |
| 10 | 平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算 |
| 11 | 平成29年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算 |
| 12 | 平成29年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算 |
| 13 | 平成29年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算 |
| 14 | 平成29年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算 |
| 15 | 平成29年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算 |
| 16 | 平成29年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算 |
| 17 | 平成29年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算 |

議 員 派 遣 の 件

○議長（前田剛志） 日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

議員派遣一覧表

1 大規模な災害等緊急事態における県議会の対応に関する検討会に係る調査

(1) 派遣目的

三重県議会における大規模な災害等緊急事態への対応について検討を深めるため、平成29年度に常設の議会危機管理委員会を設置するとともに議会危機管理マニュアルを策定した山形県議会、東日本大震災の検証を踏まえて議会における業務継続計画を策定した岩手県議会及び災害対応マニュアルを策定した宮城県議会の議会としての危機管理対策について調査を行う。

(2) 派遣場所 山形県山形市、岩手県盛岡市、宮城県仙台市

(3) 派遣期間 平成30年11月15日から16日まで 2日間

(4) 派遣議員 廣 耕太郎 議員 岡野 恵美 議員
倉本 崇弘 議員 野村 保夫 議員
藤根 正典 議員 田中 祐治 議員
津村 衛 議員 中嶋 年規 議員
中村 進一 議員 中森 博文 議員

○議長（前田剛志） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（前田剛志） お諮りいたします。明18日から11月20日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、明18日から11月20日までは休会とすることに決定いたしました。

11月21日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（前田剛志） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時10分散会